

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合には四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、平成二十五年七月三日現在において、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

目次

福島県選挙管理委員会

- 参議院福島県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

制限額 四四、八五六、二〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第五十八号
平成二十五年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

						選挙区
						選挙区
喜多方市耶麻郡	いわき市	会津若松市	福島市	郡山市	白河市西白河郡	一いわき市
須賀川市岩瀬郡	二三、三四四	三〇、四七五	八八、四二八	八八、七二四	八八、四二八	二三、三四四
大沼郡	二三、四九八	九二、一七四	七八、四二三	七八、四二三	南相馬市相馬郡飯舘村	二三、四九八
					伊達市伊達郡	
					田村市田村郡	
					二〇、〇一二	
					一九、三七四	
					一〇、六七六	
					八、三五七	
					二八、六八四	
					六、六七九	
					八、一一九	

二 本 松 市		相馬市相馬郡新地町
一六 〇九七		二二、一三一
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡
一八 七七五		九、五〇八